

医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号並びに
 歯科点数表第2章第9部手術通則第4号に掲げる手術の施設基準
 院内掲示手術件数（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

・区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	16件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術，肺動脈隔離術	0件

・区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	0件
イ	水頭症手術等	4件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	0件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

・区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

・区分4に分類される手術

	腹腔鏡下虫垂切除術	0件
	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術	0件
	胸腔鏡下肺切除術	0件
	腹腔鏡下胆のう摘出術	0件

・その他の区分に分類される手術

ア	人工関節置換術	0件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0件
ウ	ペースメーカー移植術及び交換術	0件
エ	冠動脈・大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0件
オ	経皮的冠動脈形成術等	0件